

**暗号資産取引約款
新旧対照表**

旧	新
<p>第4条 口座の開設</p> <p>5. 当社は、当社の基準および手続（関連法令にもとづく取引時確認手続を含みます。以下同様。）（略）</p>	<p>第4条 口座の開設</p> <p>5. 当社は、当社の基準および手続（関連法令にもとづく取引時確認手続を含みます。以下同じ。）（略）</p>
<p>第12条 受託販売暗号資産の取扱い</p> <p>（略）</p> <p>5. 発行者は、受託販売暗号資産の購入に伴ってお客様から寄託を受けた資産を、適切と判断される方法で運用(※)させていただきます。手数料および保管料はかかりません。</p> <p>(※)発行者における運用方法については発行者が作成および公開するホワイトペーパーをご確認ください。ホワイトペーパーは当社ウェブサイト「https://www.digiasset.co.jp/」および発行者ウェブサイトにて公開しております。</p>	<p>第12条 受託販売暗号資産の取扱い</p> <p>（略）</p> <p>5. 発行者は、受託販売暗号資産の購入に伴ってお客様から寄託を受けた資産を、適切と判断される方法で運用(※)させていただきます。手数料および保管料はかかりません。</p> <p>(※)発行者における運用方法については発行者が作成および公開するホワイトペーパーをご確認ください。ホワイトペーパーは当社ウェブサイト削除および発行者ウェブサイトにて公開しております。</p>
<p>第25条 解約等</p> <p>（略）</p> <p>7. 当社がお客様との契約を解約する場合には、お客様への事前連絡やお客様の承諾を要することなく、全残高を当社の任意のタイミングで決済することができるものとし、解約時において認証済の銀行口座登録があり、かつ、決済時点で出金手数料および諸費用を上回る残高がある場合のみ、出金手数料、差押等に係る債務の弁済額、前項の不足金その他諸費用の合計額を差し引いた金額を日本円で当該銀行口座へ返金するものとし、ただし、第2項第2号の場合においては、当社が別途定めた手続に従って認められた代表相続人の指定する銀行口座に振り込むものとし、また、同項第4号の場合には裁判所、破産管財人その他お客様の財産の管理権原がある者の指示に従い、振り込むものとし、また、同項第4号の場合には裁判所、破産管財人その他お客様の財産の管理権原がある者の指示に従い、振り込むものと</p>	<p>第25条 解約等</p> <p>（略）</p> <p>7. 当社がお客様との契約を解約する場合には、お客様への事前連絡やお客様の承諾を要することなく、全残高を当社の任意のタイミングで決済することができるものとし、解約時において認証済の銀行口座登録があり、かつ、決済時点で出金手数料および諸費用を上回る残高がある場合のみ、出金手数料、差押等に係る債務の弁済額、前項の不足金その他諸費用の合計額を差し引いた金額を日本円で当該銀行口座へ返金するものとし、ただし、第2項第2号の場合においては、当社が別途定めた手続に従い、相続手続き書類を確認した時点で被相続人が保有していた暗号資産を売却し日本円に換金した上で、総合口座にある金銭とともに代表相続人の指定する銀行口座に振り込むものとし、また、同項第4号の場合には裁判所、破産管財人その他お客様の財産の管理権原がある者の指示に従い、振り込むものと</p>

	します。
(改定履歴)	(改定履歴)
2021年11月1日制定	2021年11月1日制定
<u>2022年3月28日改定</u>	<u>削除</u>
<u>2022年6月1日改定</u>	<u>削除</u>
<u>2022年8月19日改定</u>	<u>削除</u>
<u>2022年10月27日改定</u>	<u>削除</u>
<u>2024年9月6日改定</u>	<u>削除</u>
<u>2024年9月27日改定</u>	<u>削除</u>
	<u>2024年12月6日最終改定</u>

以上